

3-2 源泉徴収義務者数

(1) 源泉徴収義務者数

区	分	本店法人	支店法人	官公庁	その他	個人	計
		件	件	件	件	件	件
給与所得	支給人員 5人未満のもの	151,186	461	680	8,300	169,283	329,910
	〃 10 〃	80,571	380	407	1,821	20,431	103,610
	〃 30 〃	58,590	925	703	2,908	5,790	68,916
	〃 100 〃	18,609	1,029	417	1,413	465	21,933
	〃 500 〃	5,138	706	612	335	55	6,846
	〃 1,000 〃	413	107	128	26	—	674
	〃 1,000人以上のもの	221	63	102	6	—	392
	計	314,728	3,671	3,049	14,809	196,024	※ 532,281
利子所得等		803	4,736	10	58	5	※ 5,612
配当所得		14,655	26	—	—	—	※ 14,681
上場株式等の譲渡所得等		171	255	—	—	—	※ 426
報酬・料金等所得	法第174条第10号及び11号該当	564	83	149	218	54	※ 1,068
	法第204条該当	285,776	2,555	790	5,523	114,087	※ 408,731
	（弁護士・税理士 公認会計士等 その他）	4,805	546	1,505	2,313	828	※ 9,997
	法第203条の2及び第207条該当	217	141	10	39	—	※ 407
非居住者等所得		956	250	41	51	81	※ 1,379
合 計		622,675	12,263	5,554	23,011	311,079	※ 974,582

調査時点：平成14年6月30日

用語の説明：源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者（給与等の支払者）をいう。

(2) 給与所得の事故徴収義務者数

区	分	本店法人	支店法人	官公庁	その他	個人	計
		件	件	件	件	件	件
給与等の支払はあるが徴収して納付すべき税額のないもの		20,887	280	447	3,191	124,463	149,268
給与等の支払のないもの		25,467	5,305	—	24,776	—	55,548
他署に納付しているもの		324	824	84	32	624	1,888
休業及び清算中のもの		23,812	371	—	384	—	24,567
所在不明のもの		4,490	107	—	319	—	4,916
計		74,980	6,887	531	28,702	125,087	236,187

調査時点：平成14年6月30日